# 千葉市消防局産業医業務に関する詳細について

１．履行場所の７事業所について（令和７年４月１日時点）

（１）消防局　２０５人（常時勤務する者の人数）
（セーフティちば（中央消防署を除く。）、消防総合センター内の整備工場、消防学校及び航空課。）

（２）中央消防署　１６５人（常時勤務する者の人数）
（蘇我出張所、宮崎出張所、生浜出張所、臨港出張所を含む。）

（３）花見川消防署　１２７人（常時勤務する者の人数）
（幕張出張所、作新台出張所を含む。）

（４）稲毛消防署　７６人（常時勤務する者の人数）
（西千葉出張所含む。）

（５）若葉消防署　１５２人（常時勤務する者の人数）
（桜木出張所、大宮出張所、都賀出張所、泉出張所、殿台出張所を含む。）

（６）緑消防署　１３３人（常時勤務する者の人数）
（誉田出張所、土気出張所、越智出張所、あすみが丘出張所を含む。）

（７）美浜消防署　１０６人（常時勤務する者の人数）
（高浜出張所、打瀬出張所を含む。）

２．職場巡視について

（１）概ね月２回、１回あたり２時間を想定。（月４時間、年間４８時間）
ただし、移動時間は含まないものとする。

（２）１回あたり２～３か所の職場巡視を想定。

（３）職場巡視後、各事業所において衛生委員会が開かれる場合に、衛生委員会に出席する。
なお、衛生委員会の時間は、職場巡視の時間に含まれる。

３．面談業務の想定回数について

（１）高ストレス者を含むメンタル不調等：年３回、１回３０分程度

（２）健康相談：年３回、１回３０分程度

（３）過重労働者：年３回、１回３０分程度

４．千葉市消防局で実施する健康診断について

（１）雇入時健康診断：４月中に実施。（中途採用者がいる場合は、適宜実施します。）

（２）定期健康診断：６～１２月の間で実施。

（３）特定業務（深夜業）従事者健康診断：６月及び１１月頃、２回に分けて実施。

（４）高気圧業務従事者健康診断：６月及び１１月頃、２回に分けて実施。

（５）腸内細菌検査：１１月頃に実施。
（６）ＶＤＴ作業従事者健康診断：１１月頃に実施。
（７）結核罹患検査（QFT 検査）：職員が、感染症疾病に罹患のおそれがあると認められる場合、随時実施。

５．開庁日について
業務スケジュールの調整可能日は、原則平日の８時３０分～１７時１５分の間とする。